

# ビジネスジェットの利用環境の改善に向けた取り組み

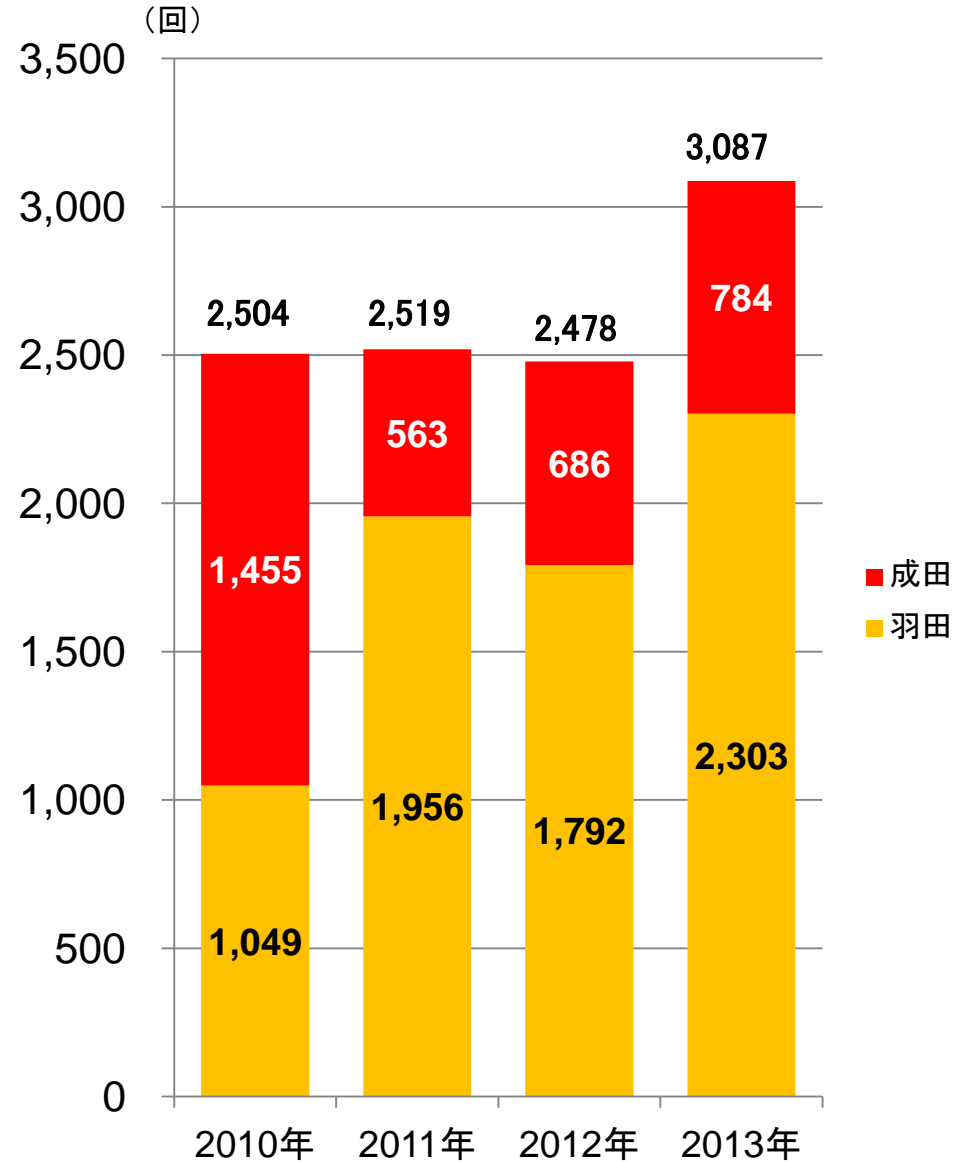
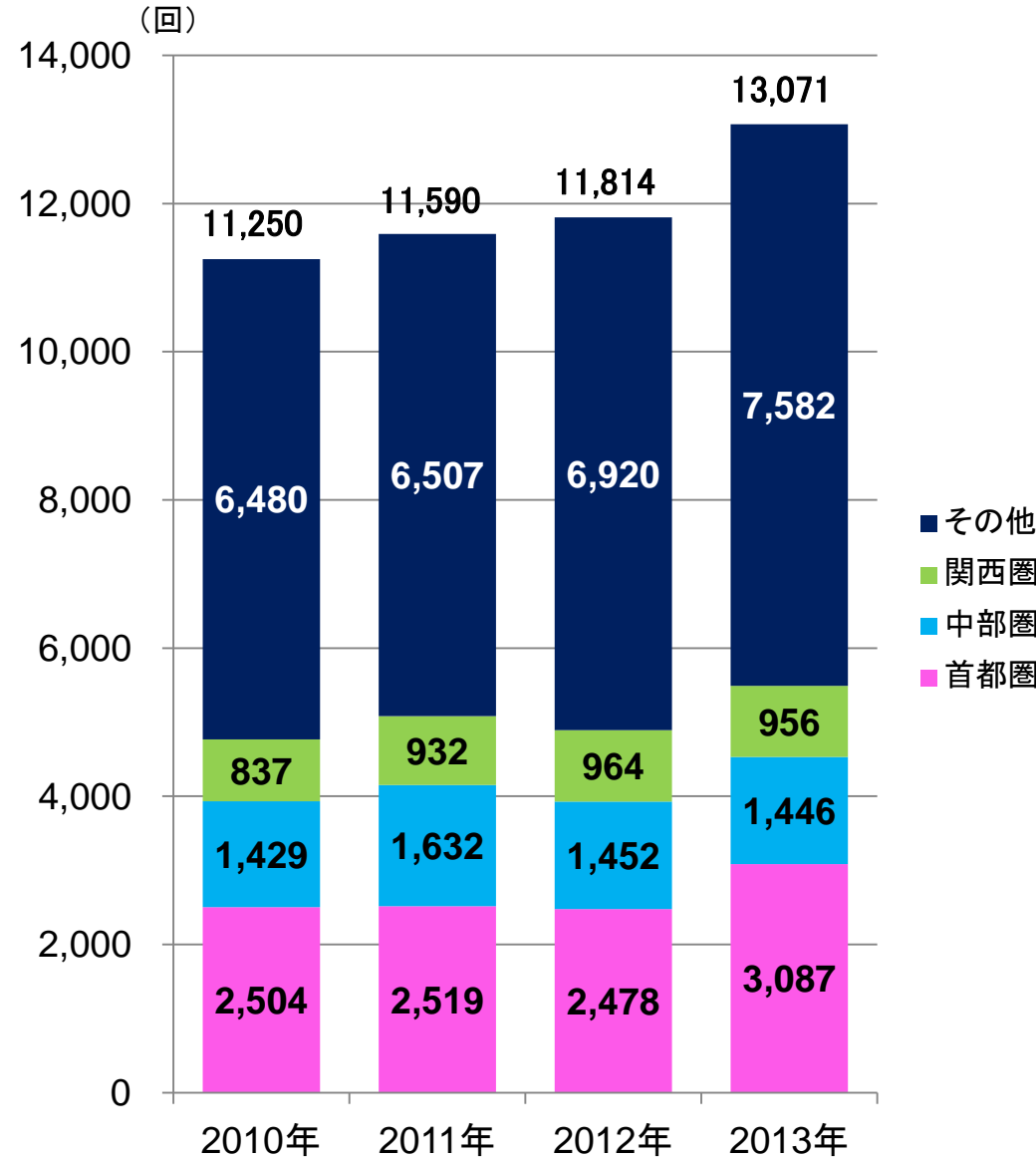
(参考資料)

		具体的施策		実施時期
受入環境	空港の利用環境	成田空港	航空機の重量制限の撤廃(5.7t以下の航空機に対して発着制限→撤廃)	H22.7
			ビジネスジェット用駐機スポットの増設(10スポット→18スポット)	H23.10
			駐機可能日数の延長(7日間→30日間)	H24.3
			ビジネスジェット専用ターミナルの供用開始	H24.3
			スポット・スロット申請のWeb化	H24.4
			ビジネスジェット専用ターミナルと専用スポット間の動線の改善	H26夏目途
		羽田空港	昼間時間帯における国際ビジネスジェットの発着の可能化	H22.10
			昼間時間帯における発着回数制限の緩和(4回/日→8回/日)	H22.10
			国際ビジネスジェットの発着枠申請期限の短縮(7日前まで→当日申請可能)	H22.10
			駐機可能日数の延長(5日間→10日間)	H24.9
		ビジネスジェット専用動線の供用開始		H26.9末(予定)
		その他の空港	中部国際空港	ビジネスジェット専用施設、VIPラウンジの整備
	ビジネスジェット格納庫の整備、メンテナンスサポート体制の構築			H21.9
	県営名古屋空港		ビジネスジェット専用施設の整備	H17.2
	神戸空港		ビジネスジェット専用動線の確保	H18.9
ビジネスジェット格納庫の整備、専用エプロンの整備		H21.9		
基準・規制等	外国籍ビジネスチャーター機の乗入れに関する手続期間の短縮		H17.2	
	外国籍のビジネスジェットの指定外空港への乗入れに関する手続期間の短縮		H17.2	
	国際ビジネスチャーターによる国内区間の運送の取扱の明確化		H25.10	
	自家用ビジネスジェットの乗入れに関する手続期間の短縮		H26.2	
	小型ジェット機によるチャーター事業を対象とした包括的な基準の策定		H25.12	
情報発信	国交省HP上に、ビジネスジェットに関する基準・手続等に関するHPを作成		H25.4	
	国際会議、国際的なイベント等において、上記の取り組みについて情報発信		随時実施	

※ 赤字は今回の発表に関する施策、青字は現在取り組んでいる施策

## 日本におけるビジネスジェットの発着回数推移

## 首都圏におけるビジネスジェットの発着回数推移



※首都圏＝東京国際空港・成田国際空港、中部圏＝中部国際空港・県営名古屋空港、  
関西圏＝関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港 として運航記録データより航空局集計